

三重大学における公的研究費の管理・監査の基本方針

平成27年 2月26日
平成27年 4月 1日
平成29年12月28日
平成30年 4月 1日
平成30年 6月28日
令和 3年 4月 1日
令和 3年12月 9日
学 長 決 定

1. 趣旨

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）における公的研究費について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

2. 責任体制

- (1) 本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、財務を担当する理事をもって充てる。
- (3) 本学に三重大学公正研究推進室を設置する。
- (4) 各部局（国立大学法人三重大学予算事務取扱細則（以下「予算事務取扱細則」という。）第5条第1項に定める予算単位をいう。以下同じ。）における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として公的研究費コンプライアンス推進責任者を置き、予算事務取扱細則第5条第1項に定める予算管理責任者をもって充てる。
- (5) 各部局における公的研究費コンプライアンス推進責任者を補佐する者として公的研究費コンプライアンス推進副責任者を置き、予算事務取扱細則第5条第2項に定める予算管理補助者をもって充てる。
- (6) 最高管理責任者、統括管理責任者及び公的研究費コンプライアンス推進責任者（副責任者を含む。）は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意する。

3. 監事の役割

- (1) 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べる。
- (2) 監事は、特に、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

4. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続に関するルール（以下「ルール」という。）を明確化・統一化を図り、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員（教職員、非常勤教職員及び本学の学生（研究生その他本学において修学する者を含む。）以下同じ。）に周知を図る。

5. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

6. 関係者の意識向上

- (1) 公的研究費コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握する。
- (2) 公的研究費コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対して、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

7. 通報等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の不正に係る通報窓口として、「国立大学法人三重大学コンプライアンス受付窓口に関する要項」第3に規定する窓口を設置する。
- (2) 上記窓口は、不正に係る情報について、迅速かつ確実に統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。
- (3) 最高管理責任者は、以下のアからオを含め、公的研究費の不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。
 - ア 通報等の取扱い
 - イ 調査委員会の設置及び調査
 - ウ 調査中における一時的執行停止
 - エ 認定
 - オ 配分機関への報告及び調査への協力等
- (4) 調査後において懲戒等を必要とするときは、「国立大学法人三重大学職員就業規則」等に基づき処理する。

8. 不正要因の把握、不正防止計画の策定・実施及びモニタリング

- (1) 最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定・実施を図るため、三重大学公的研究費不正防止推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、不正を発生させる要因について、本学全体の状況を把握し、体系的に整理し評価する。
- (3) 委員会は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、実施状況を確認する。

9. 公的研究費の適正な運営・管理

- (1) 公的研究費コンプライアンス推進責任者は、当該部局の公的研究費の執行状況について検証し、予算の執行が当初計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じなければならない。
- (2) 物品等の購入依頼又は発注をする者は、あらかじめその支出財源を特定しなければならない。
- (3) 不正な取引に関与した業者については、「物品購入等契約に係る取引停止等について」に基づき、取引停止等の措置を講じる。
- (4) 最高管理責任者は、適正な会計経理の執行のため、次の措置を講じる。
 - ア 納入検収体制の徹底
 - イ 本学のルールを内外に周知するため、構成員が有する発注事務の範囲等を明らかにしてホームページで公表する。

10. 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、ルールに関する相談を受ける部署として、相談窓口を置く。
- (2) 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止に向けた取組について、方針及び手続等をホームページで公表する。

11. 監査体制及びモニタリング

- (1) 監査チームは、最高管理責任者の直轄的な組織として、「国立大学法人三重大学内部監査規程」に基づき、毎年度定期的に内部監査を実施する。
- (2) 内部監査の実施に当たっては、以下のことに留意する。
 - ア 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の管理体制の不備の検証を行う。
 - イ 委員会と連携し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。
 - ウ 監事及び会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。